# 令和6年生駒市農業委員会12回定例会会議録

会議主管課　　農業委員会事務局

会議開催日時　令和6年12月9日(月)午後2時00分

会議開催場所　市役所 401･402会議室

出席者　　会長　１０番　中井　啓二

農業委員会委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 山角　ひろ子 | ２番 | 奥野　通孝 |
| ３番 | 田中　良治 | ４番 | 稲葉　健三 |
| ５番 | 今井　正徳 | ６番 | 岩前　利典 |
| ７番 | 松尾　克巳 | ８番 | 岡田　啓秀 |
| ９番 | 有山　富士美 | | |

農地利用最適化推進委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 辻　英雄 | | 影林　則昭 |
| | 池田　典夫 | | 池谷　初英 |
| | 前田　隆男 | | 棚田　秀治 |

説明者　事務局　　局長　吉岡　浩　　補佐　坂本　親穂

主幹　有山　清隆　　主査　田所　智

傍聴者 0 名

欠席者 1 名

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について
4. 農地の造成工事に係る届出について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて
3. 使用貸借契約の解約通知について
4. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について
5. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について

6．農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

○ 本日の定例会議の「議案」及び位置図

○ 農地集積集約情報

○ 農業委員・推進委員手帳

○ 令和7年度委員会予定表（案）

○補佐　出席者数による会議の成立を確認

傍聴人　0　名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長　開会宣言

議事録署名について、議長である私（10番　中井会長）と8番　岡田委員、9番　有山委員にお願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主査　〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

№1～9の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号（1）で、奈良先端科学技術大学院大学の北東約300mにある鹿畑町地内の農地合計9筆

申請理由について

本農地に関しては前回の11月委員会で審議すべく申請がでてきていたが、当時の耕作計画が畑中心で無理のある計画だったため、一旦取り下げていただき今般もう一度作付計画を見直していただいた上で提出されたものである。前回は申請地を全て畑とし野菜類を植える計画だった。今回は4筆にニンニクを植え、それ以外の筆では水稲を作付する計画を提出された。

譲渡人は相続により多くの農地を所有しているが、農業経営の縮小を考えており、今般売り渡すことになった次第である。

また、譲受人は農業経営の拡大を考えており、今般購入することになった次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等については所有されている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

№10の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号（2）で、白庭台駅南東約400mにある上町地内の農地1筆

申請理由について

本申請について、譲受人は令和5年市主催のファーマーズスクールに応募・卒業された。令和5年当時は奈良市在住で、現在は実家住まいで父親から畑を借受け、野菜等を作付けされている。

本農地では、ダイコン・ニンジン等季節野菜を作付けする予定である。

譲渡人は相続により農地を所有しているが、農業経営の縮小を考えており、今般売り渡すことになった次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはご自身で所有されている。

現地調査について

今月５日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長　議案第1号(№1～9)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員　以前に農地パトロールで現地を見ていた際は草が長く伸びていたが、現在はユンボ等で綺麗にされている。譲受人は農機具類、トラクター、田植え機、コンバイン等も所有されており、農作業に従事されるのがご本人と奥様とご両親と聞いている。取得される面積がかなり広いため、農地パトロール等で今後の動向を注視していきたいと思っている。

○議長　議案第1号(№10)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員　譲受人は今現在も畑を耕作されており、本申請地の横が譲受人の畑となっており、畑にはキウイフルーツやみかん等が栽培されていた。申請地を耕すための耕運機を導入する予定だと聞いている。農作業に従事されるのはご本人とご両親の3人と聞いている。

○議長　意見・質問について出席委員へ確認

○委員　№1～9はかなり広い面積だが、畑や田などちゃんと作れるのか心配だ。田にすると言ってもしのぶ竹などが生えており開墾してユンボをいれても、これだけの面積を耕作できる状況ではないように思う。

○主査　先日も現地を見に行ったが、草等は全て刈られていた。

○委員　刈ってはいたが、しのぶ竹が生えたらユンボでしても開墾して田にする状態になっていない。

○委員　草やしのぶ竹等はユンボでちゃんとしている。

○委員　手前の農地は田を作っていたからできているが、奥の方はできていない。

○委員　できている。

○委員　まだ生えているところもあるし、全部できていない。

○主査　今回申請にあがっている農地は全て刈られている。その横の農地は生えっぱなしだが、今回の申請地には含まれていない。

○委員　農機具を持っていると言っていたが、確認はしたのか。譲受人の父の弟は農業をやっているが、譲受人は全然農業などやっていない。

○主査　譲受人に確認はしている。譲受人の叔父さんと共有で使うと聞いている。

○委員　それならそう説明してほしい。

○主査　説明不足で申し訳ない。

○委員　農地パトロールで今後注視するとおっしゃられていたが、今回の申請の許可が出た場合、耕作をしなかった時に許可を取り消す等はできないと思うが、今後申請が出てきた場合にペナルティがある等を3条の許可書に記載、あるいは口頭で注意すること等は事務局としては可能なのか。できればそういう事をしていただいた方がいいと思う。

○主査　どういう形がとれるのか調べた後、決裁を纏めて資料等をつけて手続きを進めていきたい。許可が下りた場合、本人に渡す時も伝えて渡そうと思う。

○委員　委員の発言や補足説明等を聞いていたが、譲受人自身は農業をされているのか。

○委員　全くやっていない。

○主査　本人に聞いたところ10年ほど前から農業をしていると聞いている。

○委員　委員が言われたようにしのぶ竹が生えていてそれを開墾し、前回申請されたときは全部野菜という話だったので再提出をして、田と野菜に変えていただいたという話だったが、これだけ荒れている農地を水田にして4反もやるという根拠的なものはあるのか。みなさんの話を聞いていて少し不思議に思った。もう少しご説明いただけたらと思う。農業をしようという意識はありがたいと思うし、遊休農地を減らしていくという点ではいいかと思うが、通常だと今まで農地をされていたところを今回やってみようというのなら納得できるのだが、この広い面積で何年も耕作されていなかった農地を切り開いてやるというのはどうなのか。私も以前農業に携わる時に、しのぶ竹の生えた畑を自分でやってみたが、本当に大変だった。今回はかなり荒廃している農地で本当にできるのか、先ほど地元の推進委員さんが今後の農地パトロールで注視していくと言っていたが、本当にもう少しやられるのか見ていく必要があると思う。

○委員　現地調査など何回か行っているので誤解があるといけないのだが、前回申請があったと事務局が言っていたが、それについては申請が畑ばかりで現実的に畑ができるのかという事もあり、その時も申請地のしのぶ竹はユンボを入れて全部取っていた。3、4か月前だと確かにしのぶ竹は生えていたが、申請の段階で農地として利用できる状態になっていた。前回委員会での取り下げをお願いしたのは現状が悪いという事ではなくて、譲受人が農業をできるのかという事で、以前に農地法第3条で農地を取得された時も、農地を貸して維持されているところもあるが農地を放置されているところもあった。5，000㎡近い農地を全て畑というのはかなり厳しいのではないかということで、事務局から話をしていただいたというのが前回の経緯である。今回は、畑というのは非常に大変なので稲作を増やして残りはニンニクということで、これなら耕作をできるのではないかと思い委員会に上げた。ただ不安が残るという事で、先ほども申しましたように、何らかの形で耕作しないと今後はだめですと言う方がいいのではないかと思う。

○委員　水はくろんど池の水がくるが、上の方の農地はあんな管理をしていてどうするのか。譲渡人も苦労して水の管理をしていた。

○委員　神社の前あたりか。
○委員　神社のずっと上の方だ。墓のある下のところだ。
○委員　墓の前あたりだ。水自体はくろんどの水が来てるより下なので、上げる必要はないかと思う。
○主査　地図番号1を見ていただきたいのだが、№2、3、6の3筆は以前も耕作されていた。その北の№9はしのぶ竹が生えていた。№7は雑草が生えているが、草刈り機等で手入れできる状況である。下の畑をする予定の4筆も当時は多少草が生えていたが草刈りで処理できる状態だった。
○議長　色々なご意見をいただいた案件である。水やしのぶ竹等、私も2度現地に行き改善はされていた。新規就農者ではなく、農業従事されている家族の一員なので作付けしてできるのではないかと思う。ただ、みなさんが心配しているように放置されるケースが一番困るので、農地パトロール等で注視していただきたいと思う。
○議長　議案第1号について出席委員へ挙手で確認
賛成9名　反対0名（議長は除く）
○議長　異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼
○主査　〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。「農地を農地以外のものにする」行為の事で、耕作の目的に供されている土地を耕作以外の目的に供するすべての行為が規制の対象となる。具体的には、農地を農地以外の「住宅用地・青空駐車場・青空資材置場等」の他の用途に転用する行為である。

№1～43の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号（3）で、北田原変電所の東側に位置する高山町地内の農地

申請理由について

当該区域は農地の形状が不整形なことや、高低差が有るため、農地を平坦にし、農作業の効率を上げるため、農地造成を行うものである。なお、面積が広大なため、個人で行うことは困難なことから、使用借人が、農地所有者から農地を借り上げて手続きを行う。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水は発生せず、工事期間中の排水計画は、仮設の沈砂池を2か所設置し、既設の水路に放流する計画となっている。今般、土砂を大量に入れるという事で、環境保全課が担当している生駒市の土砂条例の申請手続きもしていただいている。なお、隣接農地はないが、地元農家区長の同意書及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

地図番号3の色を塗っている真ん中よりも右寄りに道が南へ下っている。また右側の方に道が見えると思うが、道の上が第二期の工区になっている。その下が第一期で申請された場所である。今回第一期、第二期と申請地が被っている場所があるが、この部分を一部触るという事で県に確認したところ、今回こちらの土地も申請に入れて欲しいということで、今般、申請に入れていただいたところである。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これら案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長　議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員　今回は第三期の農地造成の申請になっている。申請地の中に造成協力地に関西電力電源開発浪速国道事務所の一部がかかっており、ただいま協議中だと聞いている。盛土に使う土は北田原の工場用地内の株式会社を誘致するための土地を造成するにあたっての残土を使うと聞いている。それで足りない場合は委託業者が用意すると聞いている。

○議長　意見・質問について出席委員へ確認

○委員　今工事している国道163号線のバイパスに繋がるとこだと思うが、先に農地造成をしてしまったらバイパスがついたらどうするのか。畑に入っていく道はないがどうするのか。何回も盛土したり田を広げたり色々しているが、これは1年計画でやるのか。

○主査　これは3年計画である。

○委員　3年計画でできなかったらどうするのか。今まで全て延長延長で追加ばかりしていると思う。

○主査　県の方から一時転用は3年で仕上げてくださいというのがあり、一旦3年で出してもらっている。前回も、前々回も計画変更という事で延長していたと思う。今回もそのような状況になった場合に期間延長という事業計画変更の手続きをとってもらうことになる。それと、国道163号線のバイパスだが申請地の真ん中あたりで南北に通っていくことになると思う。南に現道の国道163号線がありつなぐ道、進入路もできると聞いている。今回お渡しした資料の中の造成計画の中で黄色い部分が切土だが国道163号線のバイパスは図面の右側で赤線の部分である。ここを高架で通り、右側の斜線の部分が国道敷になっており今般農地造成するので協力地として浪速国道事務所と調整していただいているところである。西側も造成しないといけないということで、現在話は前向きに進んでいると聞いている。

○委員　国道163号線のバイパスを通すという事で、農地造成には色々決まりがあると思うが、それを全てクリアしているのか。それとも公共の道路を通すことによっての条件でこの大規模な農地造成を許可されているのか、その辺りを知りたい。

○主査　このエリアの農地をたくさん持っている方の亡くなられた先代から農地が点在して段差があるのでなんとかしたいと相談を受けていた。かなり昔から一枚物の田にしたいという話はあったと

聞いている。

○委員　現在、かなり大きい田になっている。現地へ見に行っているのか。耕地整備はかなりされている。

○主査　まだ高低差があるからもう少し整地したいと聞いている。

○委員　私が懸念しているのは、農地造成するとかなりの個人負担の費用が出てくると思う。これだけの広大な農地で今言われたようにかなり大きな面積を所有されている方が農地造成をするということで、公共が絡んでいるから費用も個人に係るのではなく国県市が出されてこの農地造成をするのか。そこまで農業委員会が関知する必要があるのかわからないが、その辺りがわかれば教えて欲しい。

○主査　今般ここを造成するにあたって、他所から土を搬入するのだが、建設残土の搬入額がかなりあり資金的には十分足りるという事で、個人の負担はないと聞いている。

○局長　農地転用の許可申請に際してはその行為が必ず完成できるかどうか、それを書類上で見る。通常は農地転用を行うだけの資金力があるか、銀行通帳の写し或いは貸付する証明書なりをつけさせている。今回の申請については土砂を搬入するため、その搬入の費用を業者が取るためその費用で実際の工事費用を賄うという資金計画になっているため個人負担はない。

○議長　公共のお金はでていないのか。

○局長　公共事業ではないので公共のお金はない。

○委員　この国道163号線の高架が通ることにより農地造成に踏み切ったということか。国道163号線が通るので、当然高架を作るには大規模な工事が入ると思う。そうすると周辺の農地もおそらく工事に利用されるのではないかと思う。そうすると元の農地に戻してくださいと、工事が終われば農地に戻して返さないといけないが、機械が入って農地がつぶれてしまえば綺麗に造成して返した方が工事会社も楽だと思う。もし私が持ち主なら段々ではなく綺麗にして返してほしい。

○委員　盛土をするときにダンプ等はどの道を通って搬入するのか。

○委員　おそらく高架の橋桁を作る時に工事車両が入らないといけない。おそらくそのための道路が作られると思う。すでに変電所の向こうまで道ができてきている。それを延長してきてやればいくらでも車は入れる。

○委員　盛土をするときの道を聞いている。

○主査　図面の縦の線が進入路だと聞いている。

○局長　ダンプの進入路の図面がついていないが、過去の第二工事に際して西側から左折して工事の区域に入って出るときは右折せずに左に曲がって出ていたと思う。おそらくそれと同じようになるのではないかと思う。

○議長　意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長　異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長　議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言

奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主幹　〔議案読み上げ〕

この計画書にある、公益財団法人　なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

以前までは、なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、農業振興地域を持つ市町村でしか利用できなかったが、現在は市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者が　なら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなっている。

№1～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、北田原駐在所の北東約100mに位置する、北田原地内の農地3筆

申請理由について

使用貸人は、農地を持っているものの大阪にお住まいであり、草刈り等はされていたが維持管理で精一杯の状況だった。使用借人の意向を受け、本農地3筆を貸与することとなった。今回農地を借受ける個人は、祖父から生前贈与により農地1,526㎡を取得しており、令和5年12月には利用権設定を行い2,312㎡の合計3,838㎡の農家となっている。

現在、様々な農家で野菜作りの修行、また祖父の他の農地で野菜等の作付けを行っている。なおこの農地では根菜類、ニンジンやジャガイモ等露地野菜等を作付けする予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既にご家族で所有されている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

№4～13の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、生駒北学校給食センターより西へ約50mにある農地2筆と、そこから北東へ約450mにある農地8筆

申請理由について

賃借人は、以前より高山町の大北にあるいちご農園で、令和2年10月より経営全てを任され運営されていた。この度独立していちご農家として経営していくこととなった。本農地を借受けた後、いちごの古都華を作付けする予定である。

幼稚園跡の前の農地2筆の貸人の女性ははご高齢、またもう一人の方は市外に住んでおり、この農地については近隣の方にお手伝いをいただき水稲を作付けされてきた。

本農地については、この後の農地造成の審議案件にあるが、西側の農地が低いために盛土を行い、高さを合わせていちご用のビニールハウスを建てる予定となっている。

また8筆まとまっている農地については、この後の報告案件にあるが、11月の中頃までは他の農業者がなら担い手・農地サポートセンターを経由し借受けされていたが、契約解除となり、そのままの状態で今回貸付する事となった。このような事情により、全ての農地について今般貸借の契約を結ぶことになった次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しておられるが、国の青年等就農資金を借り入れ、いちごハウスやそれに付随する施設を購入する予定で、既に青年等就農計画により経営発展支援事業補助金が認定されている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

なお当日に新規就農者面談を行っており、借人は小明町にお住まいで、自宅から20分程度の農地であり、災害等何かあれば農地へ駆けつけることが可能な距離と思われる。

以上のことから、議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長　議案第3号(№1～3)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員　№1～3は国道163号線の西側にあり、道路を渡ったところに借人のお住まいがある。3筆の周りの農地は先ほど事務局の説明通り野菜作りをやっており、規模拡大のため今回使用貸借する。

○議長　議案第3号(№4～16)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員　№4，5については綺麗に耕作されており、地元の農家区長の同意もあり、借人も何年も前からいちごを栽培している経験もある。№6～9は既にいちごの植付をされていた。

○議長　意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長　異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第4号 「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼

○主幹　〔議案読み上げ〕

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等が不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要である。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により承認があると、申請者に受理書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出させることになっている。

№1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号（5－2）で、生駒北学校給食センターより東へ約50mのところに位置する高山町地内の農地1筆

申請理由について

当該地は、東側に隣接する農地より一段低く、高低差をなくすことによりいちごのビニールハウスを効率よく設置するために、また排水などメンテナンスがやりやすいように、主に作業をしやすくするための盛土を行う申請となる。

農地東側は法面があるため傾斜をつけた盛土を行う事とし、隣接農地の法面に境界を越え、土を当てる形となるため、造成協力地となる。なお西側については傾斜をつけた盛土を行う事となっている。面積704㎡に対し489．6㎡の盛土としており、盛土高は高低差が20cm程度あるので基本20cm程度の盛土高としている。図示はしていないが、土砂を運び入れるためこの辺りにダンプをつけて土砂を落とすと聞いている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、周辺農地への影響等についても問題はなく、今後も農地としての利用に支障がないものであると考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長　議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員　地元農家区長の同意もあるので問題はないかと思う。

○議長　意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長　異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長　議案第4号 「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて」

報告第3号 「使用貸借契約の解約通知について」

報告第4号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

報告第5号 「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第6号 「農地の転用事実に関する照会について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

№1～2は相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第3条第1項の規定に基づき許可されたものだが、取り消し願いがなされたものである。

№1については、地図番号(6)で、近鉄奈良線東生駒駅の南東約700mのところに位置する東生駒1丁目地内の農地である。

令和3年3月12日付で許可がなされたものだが、贈与を行わなかったとのことで取り消しの願い出がなされ、受理されたものである。

報告第3号「使用貸借契約の解約通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

使用借人はお住まいが萩の台で主に小平尾町の農地を借りて耕作をしており、本農地は高山町にあるため、小平尾町の農地に専念したいという事で返却される手続きをされた次第である。

報告第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、利用権の設定がされた農地について、契約が解約されたことを報告しているものである。

議案第3号でご審議いただいたが、今般他の者が借り受けることとなったことから解約されることとなった次第である。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

賃借人に相続が発生し、農業を続けることが困難なことから今般この手続きをされたものである。

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

№1～2については数十年前から宅地として利用されてきたもの、№3については数十年前から山林化したもの、№4については平成12年に農地法第5条の届出がなされたもの、№5は数十年前から宅地として利用されてきたもの、№6については昭和44年に農地法第5条の許可を受けたもの、№7については、昭和50年に農地法第4条の許可を受けたもので、今般申請されたものである。

○議長　意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長　「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主幹　地域計画に係る集落座談会について報告

- 久保・宮方地区11月26日に開催
- 鹿畑地区12月2日に開催
- 芝地区12月6日に開催

○補佐　地域計画策定に係る集落座談会の案内

○議長　意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○委員　東海近畿ブロック女性委員研修会の報告

○議長　農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員　各地区の農業委員が農地パトロールについて報告

○議長　「その他」について事務局に依頼

○補佐　北和の農を考えるつどいについて案内

日時：令和7年1月31日（金）

場所：なら歴史芸術文化村（天理市）

○補佐　令和6年度農地活用推進農地利用最適化研修会の案内

日時：令和7年2月7日（金）

時間：午後1時～午後4時

場所：田原本町青垣生涯学習センター　弥生の里ホール

○補佐　生駒市の農業委員会の視察研修について案内

○主幹　令和7年度生駒市農業委員会予定表の説明

○議長　意見・質問について出席委員へ確認

○議長　次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐　次回の日程について

定例会　　令和7年1月14日（火）午後3時　市役所　大会議室

現地調査　令和7年1月　8日（水）

1月7日（火）までに同行いただく委員に連絡する。

○議長　閉会宣言

午後3時54分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和6年生駒市農業委員会第12回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

| | |
|---|---|
| 会　長 | 10番 |
| 農業委員 | 8番 |
| 農業委員 | 9番 |